

猟銃用火薬類委託保管契約書

(委託保管定常的保管及び廃棄依頼特約付き)

委託保管受託者（以下、甲という。）及び委託保管依頼者（以下、乙という。）は、この契約書の定めるところにより猟銃用火薬類（以下、火薬類という。）の委託保管の契約を締結する。

この契約書は、双方1通ずつ保管するものとする。

(契約の当事者)

平成 年 月 日

委託保管受託者(甲)	社(店)名	
	代表者	Ⓜ
	住所	

委託保管依頼者(乙)	氏名	Ⓜ
	住所	

(連絡先電話番号)

(委託保管の期間)

第1条 本契約に基づく火薬類の委託保管の期間は一年を超えない法に定める範囲内とする。
超えた場合は、その都度契約を締結するものとする。

委託保管期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(委託保管の種類、及び数量)

第2条 委託保管する火薬類の種類及び数量は別添1(委託保管様式3)の「猟銃火薬類委託保管出納簿」による。

(火薬類の受払の方法)

第3条 乙は、火薬類の預け入れ及び払出しの際は、銃砲所持許可証を提示すること。提示のない場合は、甲は引受け及び払出しを拒否することができる。また、代理人の受領はできないものとする。

2 乙の委託保管した火薬類は受払いの都度、甲が所有している保管帳簿に記載し双方の確認印、若しくは署名する。ただし、乙は自ら所有している帳簿にも記載する義務がある。

(免責事項)

第4条 甲は、天災地変その他不可抗力に起因する一切の損害についてはその責めを負わないものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙の委託保管された火薬類に損害が生じた場合には、甲が損害賠償の責を負う。ただし、保管管理中に発生する実包等の変質、錆出等についての責任は負わないものとする。

(委託保管満了の措置)

第5条 第1条の委託保管期間が超えた場合は、乙は甲に保管している火薬類を10日以内に引き取らなければならない。又、委託保管期間が超え引取り日までの保管料は乙が負担する。

2 前項により、乙が引き取らない場合、甲は当該火薬類を廃棄処分とする。そのために本契約時に、乙は実包・空包等については社団法人日本火薬銃砲商組合連合会広域認定制度の「不用実包等廃棄依頼書」、無煙火薬・黒色火薬は廃棄に関する委任状を甲に提出することとする。
その場合の廃棄処分料金は乙が負担する。

3 委託保管契約中に、火薬類に適合する猟銃を所持しなくなったとき、若しくは火薬類を所持できる期間が満了したときは、当該実包に関する委託保管契約が満了したものとみなす。

(保管料及び支払条件)

第6条 保管料は別途定めた料金とする。

2 前項の保管料は前払いとする。

(協議)

第7条 この契約に規定のない事項、若しくはこの契約に関する紛争解決は、双方信義誠実をもって協議する。